News Release

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.

2011 年 1 月 12 日

JCR、EU の格付会社規制における証明を受ける

（株）日本格付研究所（JCR）は、2011 年 1 月 11 日付で、EU（欧州連合）の格付会社規制における証明（certification）(※) を受けました。

これにより、EU 域内において、銀行、投資会社、保険会社や年金基金等に対する規制への対応を目的として、JCR の格付が利用可能となります。また、EU 域内において、JCR の格付は、EU による証明を受けた格付会社の格付として目論見書に記載されることとなります。

EU 域内においては、JCR はこれまでに 4 ヵ国（フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ）の金融監督当局から、銀行監督の国際的枠組みであるバーゼルⅡにおける適格格付機関（eligible External Credit Assessment Institution〈略称 eligible ECAI〉）として承認を得ています。今般 EU において証明を受けたことで、4 ヵ国における適格格付機関としての地位も、引き続き維持されることとなります。

JCR は今後一層、発行体、投資家をはじめとする市場関係者に幅広く格付情報を提供することにより、金融市場の発展に積極的な役割を果たしていきたいと考えています。

(※) 証明（certification）とは、EU 域外の格付会社が付与する格付について、EU 域内における規制対応目的での利用を承認するものです。EU 域内の格付会社については、同様の承認のために、登録（registration）を受けなければならないと規定されています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報・研修部　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル